

# **第2回空き公共施設等利活用事業 事業者提案募集要項**

**令和5年8月**

**七尾市企画振興部企画政策課**

## 1 趣 旨

本市では、空き公共施設等の円滑な利活用を推進し、地域経済の発展と効率的な行財政運営を図っていくため、令和4年3月に「七尾市空き公共施設等の利活用のための基本方針」を定めました。

このことを踏まえ、空き公共施設等を利活用して、雇用の創出・産業の振興・福祉の増進・地域の振興に資する事業を提案・実行する法人その他の団体を広く募集します。

## 2 空き公共施設等利活用事業の概要

### (1) 事業の位置づけ

この事業は法人等が、空き公共施設等となった施設を利活用して事業を行うものです。

### (2) 事業提案を募集する空き公共施設等

利活用事業の提案を募集する施設は別紙（「空き公共施設等一覧」）のとおりです。なお、管理上の観点から、施設の部分貸付は行いません。ただし、管理する上で支障がなく、複数の法人等が共同して施設全体を借りの場合や、完全に施設が分れており、管理が分離できる場合は、協議により貸付けの可否を判断します。

### (3) 空き公共施設等の使用料

○空き公共施設等の使用料は、土地は評価額の1.5%、建物は無償とします。

（ただし、評価額は当該使用許可物件の近傍類似地に係る当該使用許可年度の固定資産課税台帳に登録された「価格」（地方税法第341条第1項第5号に定めるもの）とします。また、建物は現状のまま貸し付け、契約の前に施設の状態を市及び法人等が確認し、状態を正確に把握・認識した上で利活用を行うこととします。）

○活動するために必要な実費（光熱水費、維持管理費用等）相当分は、法人等に全額負担していただきます。

○法人等が施設を利活用するために必要な改修費用（補修及び修繕に要する経費等）については、原則、法人等の負担とします。

### (4) 貸付期間

○空き公共施設等の貸付期間は、5年を超えない範囲で市長が定めるものとします。期間満了後も継続して借受けを希望する場合、市と協議し、必要があると認める場合は、期間を更新することができます。

### 3 応募の手順

#### (1) 空き公共施設等の見学

対象となる空き公共施設等について、施設見学会を開催します。見学を希望される場合は、次の事項をファクス又は電子メールにて企画振興部企画政策課まで送付し、受信確認のため必ず電話連絡してください。

なお、日時については、都合により調整をする場合があります。

- ① 法人名等及び担当者の氏名・連絡先
- ② 人数
- ③ 空き公共施設等の名称
- ④ 日時
- ⑤ 検討している利活用方法

<施設見学会開催日>

第1回 令和5年8月17日(木)午後3時～

※ 第1回施設見学会の受付締切は、令和5年8月16日(水)午後5時です。

第2回 令和5年8月下旬～9月上旬を予定

#### 【空き公共施設等見学希望連絡先】

企画振興部企画政策課

電話番号：0767-53-1117

ファクス：0767-53-1819

電子メール：kikaku-s@city.nanao.lg.jp

※ 件名は、「【空き公共施設等見学希望】空き公共施設等利活用事業」としてください。

#### (2) 質問の受付

空き公共施設等の利活用に関する質問や相談を随時受け付けます。質問書を作成し、ファクス又は電子メールにて企画振興部企画政策課に送付してください。質問については、質問者に対して受付から1週間以内に回答するとともに、七尾市ホームページにおいて質問内容及び回答を公表（法人名等は非公表）します。

#### 【質問書送付先】

ファクス：0767-53-1819

電子メール：kikaku-s@city.nanao.lg.jp

※ 件名は、「【質問書添付】空き公共施設等利活用事業」としてください。

質問の受付締切は、令和5年9月15日(金)午後5時です。

(3) 七尾市空き公共施設等の利活用参加申込書の提出方法

本要項「4 提出書類」(1)に定める提出書類を郵送(宅配)又は持参により提出してください。

応募の受付日時、場所は次のとおりです。

- ① 提出期限 令和5年9月15日(金)必着
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)
- ③ 提出先 企画振興部企画政策課(本庁舎3階)

(4) 七尾市空き公共施設等の利活用申請書の提出方法

本要項「4 提出書類」(2)、(3)に定める提出書類(原則A4版、A3版は折込)正本1部と副本1部を郵送(宅配)又は持参により提出してください。

提出書類のうち、法人等で作成する事業提案書(プレゼン資料)には、法人等の名称、代表者名、印影、ロゴマーク等は載せないでください。

応募の受付日時、場所は次のとおりです。

- ① 受付期間 令和5年8月7日(月)～令和5年9月29日(金)
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)
- ③ 提出先 企画振興部企画政策課(本庁舎3階)

※ 郵送の場合は配達記録郵便等とし、上記期限必着とします。また、封筒に「空き公共施設等利活用事業提出書類在中」と記入してください。宅配又は持参の場合は、令和5年9月29日(金)午後5時15分までに到着したものののみ有効とします。

(5) 応募後の辞退

応募後に辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式6)を企画振興部企画政策課に提出してください。

## 4 提出書類

(1) 七尾市空き公共施設等の利活用参加申し込みに関する提出書類

- ① 七尾市空き公共施設等の利活用申込書 (様式1)

(2) 七尾市空き公共施設等の利活用申請書に関する提出書類

- ① 七尾市空き公共施設等の利活用申請書 (様式2)
- ② 事業者概要書 (様式3)
- ③ 七尾市空き公共施設等の利活用計画書 (様式4)
- ④ 申請に係る誓約書 (様式5)
- ⑤ その他利活用事業の説明に必要な資料等
- ⑥ 地域との合意形成同意書(様式は任意)

建物が立地する地域の「地域づくり協議会」及び「当該協議会が指定する町会等」で必ず説明会を行い、地域の合意を得たうえで提出してください。

(3) 応募者に関する提出書類

応募者の状況によって、別の書類への代替や提出を免除する場合がありますので事前に御相談ください。

- ① 法人等の概要のわかるもの（パンフレット等でも可）
- ② 定款の写し
- ③ 法人登記簿謄本（提出日より3か月以内に発行されたもの）
- ④ 法人等の前事業年度における事業報告書
- ⑤ 法人等の前事業年度における貸借対照表及び財産目録
- ⑥ 国税（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）及び地方税（市税及び県税）の納税証明書（過年度分を含めて未納がないことを証明するもの）

※ 法人設立手続中の場合は、上記に準じた書類とし、設立予定時期、定款案等準備状況が明らかとなる書類を提出してください。また、財務状況を証明する書類としては、金融機関が発行する預貯金の残高証明、融資証明等を提出してください。

## 5 応募の条件

(1) 応募者の条件

空き公共施設等利活用事業に応募できる者は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 法人、団体もしくは個人が提案した事業を自ら実施すること
  - ・複数の法人、団体もしくは個人が共同で提案する場合は、施設の管理に責任を持つことができる代表法人・代表者を定めることとする。
- ② 次の項目に該当しない者
  - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない。
  - (ウ) 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がある者
  - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員（七尾市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員）
  - (オ) 七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱（平成22年七尾市告示第26号）に基づく入札参加氏名停止の措置の対象となっている者
  - (カ) 法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている者

## 6 事業者提案の審査

### (1) 審査体制

応募者から提出された事業提案について、市職員等で構成する「七尾市空き公共施設等利活用選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査を経て利活用候補者を選定します（ただし、審査の結果、利活用候補者の選定がない場合もあります）。

### (2) 審査方法

応募者提案内容について、次によりプレゼンテーションを実施します。詳細については、個別に御連絡します。

- ① 日 程 令和5年10月中旬～10月下旬を予定
- ② 場 所 七尾市役所内の会議室
- ③ 内 容 (ア) 事業提案書の内容説明20分程度  
(イ) 質疑応答15分程度
- ④ 出席者 説明者は2人以内とします。
- ⑤ その他 欠席又は遅刻した者は失格とします。

### (3) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりです。

審査項目	審査基準	配点
事業計画	事業計画の実現可能性 ・ 事業実施可能な計画となっているか。 ・ 具体的な資金計画をたてているか。 ・ 事業計画について具体性があるか。 ・ 収支の見込みは適切か。	20点
実施体制	組織体制 ・ 事業実施にあたり組織（人員の確保）は十分か。 ・ 事業実施に必要な資格・免許等を取得しているか。 経営状況 ・ 財務諸表等から経営状況は問題ないか。 ・ 開設資金等の調達は問題ないか。	20点
提案内容	基本方針 ・ 七尾市空き公共施設等の利活用のための基本方針に適合しているか。（雇用 産業 福祉 地域振興） 法令遵守 ・ コンプライアンスに問題はないか。	50点

	<b>安全性</b> ・対象となる施設で実施しようとする事業の安全性が確保されているか。 <b>周辺環境への配慮</b> ・周辺環境への配慮がなされた事業計画になっているか。	
地域との連携	<b>地域との連携</b> ・地域と連携した事業計画となっているか。	10点
合 計		100点

#### (4) 利活用候補者の選定・通知

選定委員会による採点の結果を踏まえ、本市が利活用候補者を選定します。なお、審査の結果、利活用候補者なしとする場合もあります。

審査結果については、審査結果報告書の郵送をもって応募者に通知するとともに、七尾市のホームページにおいて結果を掲載します。

審査の経過に関する質問及び結果に対する異議の申立ては、受け付けないものとします。

## 7 選定後の取扱い

#### (1) 使用に関する契約の締結

利活用候補者として選定された者は、市と契約内容等について協議し、空き公共施設等の使用に関する契約を締結するものとします。

#### (2) 決定の取り消し

市は利活用候補者として選定された者が、その事業執行に関して次のいずれかの項目に該当した場合、決定の取り消しができるものとします。

- ① 応募者資格や提出書類の内容に虚偽や不正があった場合
- ② その他、決定を取り消すに相当の理由があると認められる場合

## 8 その他の事項

- ① 提出書類の作成及び送付に要する費用等は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出書類等に記載された個人情報、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- ④ 備品については、現状貸しとなりますので、市で処分しません。
- ⑤ 利活用計画に「施設改修」を含む場合であっても、建築基準法上の制限等が発生した場合は、改修計画の変更又は事業計画の変更を指示することがあります。  
詳細については、建築士（建築基準法等を理解されている方）同行のうえ都市建築課（0767-53-8429）まで御相談ください。  
増築や間取りの変更等は可能です。建築基準法等に抵触しない範囲で、借主が自由に行えます。
- ⑥ 防火管理計画（消防計画）については、七尾鹿島消防本部予防課（0767-53-0119）まで御相談ください。
- ⑦ 本要項に定めがない事項については、当事者間での協議のうえ、決定します。

## 9 問い合わせ窓口・連絡先

七尾市企画振興部企画政策課

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地（本庁舎）

電話番号：0767-53-1117

ファクス：0767-53-1819

電子メール：kikaku-s@city.nanao.lg.jp